

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十一号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の項中「総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「総務部知事公室美しい南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。